

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 24 号
2007 年 7 月

目 次

[書評]

- 最後期ロールズの国際的正義論 ジョン・ロールズ『万民の法』を読む
森村 進 1
- 小山トクヴィル学の集大成 小山勉『トクヴィル 民主主義の三つの学校』を読む
宇野重規 6

[会務報告]

- 2006 年度第 3 回理事会議事録 11
- 2006 年度会計報告書 13
- 2007 年度予算案 14
- 2007 年度第 1 回理事会議事録 15
- 第 15 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ 16
-

最後期ロールズの国際的正義論

ジョン・ロールズ『万民の法』(中山竜一訳、岩波書店、2006年)を読む

森村 進(一橋大学)

一 内容の紹介

本書は John Rawls, *The Law of Peoples*, 1999, Harvard University Press の翻訳であり、表題の著作に加えて、「公共的理性の観念・再考」という論文も付録として収録されているが、この書評では後者の論文は論じないことにする。それは一つには枚数制限のためでもあるが、それ以上に、この論文は盛山和夫が邦訳のない『政治的リベラリズム』について言ったような、「原初状態」や「無知のヴェール」のような特徴的な理論装置がほとんど登場せず、その代わりに「reasonable」な何とかや、「public」な何とかといういささか曖昧な表現が繰り返し現れてくるだけのようにしか読めないところがある(盛山和夫『リベラリズムとは何か』勁草書房、2006年、346ページ)からである。たとえば、「当然に互惠性の基準を満たしていると考えられる、道理に適った政治的正義の構想群を用いた公共的推論=理由づけというかたちで、この[公共的]理性は表現される」から「この理性の性質と内容が公共的である」(195-6ページ、以下特に断らないときはこの訳書のページあるいは節を指す)といった文章をロールズは平気で書く。このようなとらえどころのない眠気を誘う文体のおかげで、私は後期ロールズの著作を読もうという気になりにくい。

しかし本書の中心をなす表題のモノグラフの方は、幸いこの欠陥をおおむね免れている。ここでロールズはその正義論を国内から国際関係に拡張して、正義にかなった国際関係である「万民の法」の諸原理、リベラルでない諸国の民衆に対する寛容、無法な国家に対してとるべき対応、正義にかなった戦争の条件、国際的な援助義務と分配的正義といった多くの問題に取り組んでいるが、その議論はしばしば明確に論争的で、読者をロールズとの想像上の対話に引きずりこむからである。

以下「万民の法」の内容を要約し、それから私が感じた問題点をいくつか述べることにする。なおその前に、本書を論じた多くはない日本語文献として渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方 その全体系の批判的考察(増補新装版)』(春秋社、2000年)の「付章二」と石山文彦「リベラリズムと政教一致体制」『法哲学年報2002 宗教と法』(有斐閣、2003年)が大変参考になったことを述べて感謝する。

ロールズは「序説」で五種類の国内社会を区別する。第一は「道理をわきまえたリベラルな社会の民衆」、第二は「良識ある諸国の民衆」であり、この両者を合わせて「秩序だった諸国の民衆」と呼ぶ。第三は「無法国家」、第四は「不利な条件の重荷に苦しむ社会」、第五は「仁愛的絶対主義」である(4ページ)。第一の社会は「相当程度に正義に適った立憲民主制社会」、あるいは単に「リベラルな社会」とも呼ばれる「現実主義的ユートピア」(17ページ)だが、ロールズは自分自身がこの社会の市民であると想定している(「リベラルな社会の市民として、われわれは適切な反省の上で、万民の法の諸々の原理と判断を是認できなければならない」80ページ)。

そしてロールズは第 4 部で、各国の民衆の代表者が原初状態で選ぶはずの万民の法の八つの原理をあげる。それは、各国民衆の自由と独立、条約の遵守、各国民衆の平等、相互不干渉の義務、自衛権の存在と自衛以外の理由による戦争の禁止、人権の尊重、戦争遂行方法についての一定の制限、不利な条件に苦しむ民衆への援助義務である(第4節)。なぜこれらの原理が原初状態で選ばれるのかは明確でないが、ともかくそれらは『正義論』で原初状態の人々が選ぶとされた国内の二つの正義原理よりは論争的でなさそう。万民の法は安定性も持っていると言われ

る。ロールズによれば、リベラルな社会は公共的理性の理想が実現されているため内部的に安定しており、そのような社会相互間では戦争が行われない(第5節)。

次に第 部でロールズが取り組むのは、「万民の法を受容し遵守するような、リベラルではないが良識ある民衆の国が存在し得ること」(5ページ)そして、リベラルな社会もそのような良識ある民衆に寛容を示さねばならない理由を示すことである。そのような良識ある民衆の国の例として、ロールズは「カザニスタン」と名づけるイスラムの階層社会を想像する。カザニスタンの民衆は政教分離を行っていないが、人権は保護されており侵略的でもなく、この点で無法国家と全く異なる。良識ある民衆がリベラルな民主的社会でないからといって、彼らに制裁を加えたり強制的介入を行ったりすることは許されない。

第 部では、これまでの部分で取り上げられてこなかった「よき秩序に恵まれない諸国をどう扱うか」(131ページ)という問題が取り上げられる。この問題は、戦争によって利益を追求しようとする「無法国家」に対する自衛のための戦争の条件は何かというテーマと、秩序ある国々の民衆は「不利な条件に苦しむ社会」に対していかなる援助義務を負うかというテーマからなっている。前者のテーマはいわゆる「戦時国際法」の領域に属するものだが、ここでは第二次大戦中の広島と長崎への原爆投下や日本の諸都市への焼夷弾爆撃の不正さがかなり詳細に論じられていることが印象的である。後者の援助義務論の内容については後述する。

ロールズは最後の短い第 部で、万民の法は「リベラルな諸国と良識ある諸国の民衆が形づくる万国民衆の社会の公共的理性に属する」(177-8ページ)から決して自民族中心主義的でも西洋的でもない主張してから、本書で提示した現実的ユートピアの観念は現在の社会的世界において現実のものとなりうるという希望を掲げ、シニシズムを斥けてしめくくる。

二 コメント

1 語られなかったこと、不明確なまま残されていること

本書は国際関係のリアリズム理論に反対する「民主的平和」論とか、「良識ある国の民衆」に対する寛容の必要性とか、戦時下において民衆を導く政治家に求められる課題といったテーマについて、個人的な感情をうかがわせるほど熱心に説いている点が、ロールズの著作としては珍しい。

その一方、ほとんど取り上げられないために奇妙に感じられる問題もある。ロールズは、国内での人権侵害をやめさせるという目的(293-4ページ注6)よりもむしろ、「無法国家は好戦的で危険な存在である」(117ページ)からそのままでは他の国の民衆は安心して暮らせないという理由によって、無法国家に強制的制裁や介入を加える権利を肯定している。この主張は単なる自衛権論よりもかなり積極的に国際的武力行使の正当性を認めるから反論も多いはずだが、ロールズは制裁や介入が許容される範囲や条件について語ることがない。また彼は「仁愛的絶対主義」の国についても極めて寡黙である。

しかし多くの読者に一層隔靴搔痒の思いをさせるのは、現代の国際世界の中でどの国がロールズによる国内社会の五分法のどれにあてはまるのかが明確に語られていないということだろう。ロールズによれば、古代のアテナイやローマはもちろん、ナポレオン時代のフランスやビスマルク時代のドイツや南北戦争時代の南部諸州もリベラルな社会ではなかったが、二つの世界大戦の連合国側は民主的社会だったらしい(71-2ページ)。だが彼はまた「現存する種々の自称立憲民主政体に大きな欠陥がある」(75ページ)とも言い、その例としてチリやグアテマラの民主政権を転覆させた最近のアメリカ合州国をあげている。私はこのあたりを読んでいると<問題なくリベラルといえる社会の実例を一つでもはっきりあげてくれ>と言いたくなった。

多くの読者は、ロールズが「道理をわきまえたリベラルな社会」の一員として「良識ある国の民衆」を含む他の国々の人々を見下した視点から書

いているように感じてしまう。ロールズ自身も今日の先進国は「リベラルな社会」に属していると考えていたのかもしれない。しかし私はむしろ、ロールズの基準によれば日本を含む大部分の先進国も「良識ある諸国」に属することになると考える。というのは、ロールズが彼独自の特異な「互惠性」の理解（それは相互利益よりも社会連帯に近い）を持ち出して「リバタリアニズムには互惠性の基準が欠落しており、それゆえ、この基準により裁かれるはずの度を越えた社会経済的不平等も容認してしまう」（68-9 ページ）として、彼の意味での「リベラリズム」からリバタリアニズムを排除していることに、私はリバタリアンとして注目せずにはいられないからである。ロールズはこの指摘に続いて平等主義的な富の分配を「全てのリベラルな構想の正義原理」（70 ページ）の要素とするが、その中には完全雇用や国民皆保険が含まれている。しかし旧社会主義国は例外かもしれないが今日どんな国も完全雇用を実現していないしその近くにもいないのだから、ロールズの言う「リベラルな社会」の条件を十分に満たすような国などあるのだろうか？ ましてアメリカは明らかにロールズの「リベラルな社会」ではない。ロールズが「良識ある国」の典型として語るのは「カザニスタン」だが、現存の先進国はそのような政教一致の階層社会ではなくても大部分「良識ある国」に分類されるはずである。

もっともこのことはロールズの理論にとって根本的な問題ではない。彼は<自分の言うリベラルな社会はまだ存在しないが、それが生まれれば私が言うような特徴を持つだろう>と答えることができる。しかしこの回答は本書が持つ現実的な意義をかなり減殺する。

2 「民衆（ピープル）」と「国家（ステイト）」の区別

ロールズは「なぜ民衆であって国家でないのか」と題された第2節で、「万民の法」の行為者は国家ではなくて、リベラルな諸国と良識ある諸国の民衆であると強調している。その理由は、国家という概念の中には 自衛以外の理由で戦争をする

権利と、絶対的な内政不干渉を意味するような伝統的主権概念とが含まれているというところにある。

しかしロールズが国家よりも民衆を国際関係の主体として語ることは無用であり、さらに有害でさえありうる。なぜなら第一に、ロールズが想定するような強力な国家の概念は過去のものになっているからである。たとえば日本国憲法は「国際紛争を解決する手段として」の戦争を放棄している（それだけでなく自衛のための戦争も放棄しているという見解もある）が、だからといって日本国は国家でないと主張する人はほとんどいないし、国家の国内主権も今日の国際世界では制約されている。またロールズの議論においても、秩序ある諸国の民衆はNPOなど民間団体や個人の資格でグローバルに行動するわけではなくて、国家を形成する人民あるいは国民の集団として国家機関を介して行動すると考えられているのだから、国際関係上、民衆は国家としてしか現れてこないはずだ。

それだけではない。ロールズが考える「民衆」は常にアメリカ人とかフランス人というふうに国家単位で分けられており、ユダヤ人とかクルド人とかムスリムとかヨーロッパ人とかプロレタリアートとかエコロジストとかいった、国家内部の集団や国境を超えた民衆の存在は全く無視されている（実際、彼は国内の民族的・地域的内紛に触れようとしない）。ロールズはさらに、現実の国境線は恣意的であっても正当だと主張するし（51-2 ページ）、各国の民衆は自国の歴史や偉業へのしかるべき自尊心=愛国心を持つとも想定する（46、60、88 ページ）。ロールズの考える「市民」が決して私人でも地域社会の住民でも世界市民（コスモポリタン）でもなく、ある国家の市民でしかありえないように、彼の言う「民衆」も、ある国を自己統治する統一的人格として考えられた市民団だけを意味する。通常用語法では、それは「国民（ネーション）」と呼ばれるものに近い。ロールズの「民衆」の観念はかなり狭く限定されている。だが彼の意味でない「民衆」の用語法も広範に使われており、そしてそれは国際政治

でも国内政治でも重要な役割を果たしているのだから、ロールズは「民衆」よりも「国民」あるいは「国家」を用いた方がむしろよかつたろう（以上の議論については、Allen Buchanan, “Rawls’s Laws of Peoples: Rules for a Vanished Westphalian World”, in C. Kukathas (ed.), *John Rawls: Critical Assessments of Leading Political Philosophers, Volume IV*, Routledge, 2003 の pp. 240-3 も見よ。この論文の初出は *Ethics*, Vol. 110 (2000) である）。

なおここでロールズが国籍離脱や移民の自由を、少なくとも「リベラルな社会」では尊重していないということを指摘しておこう。ロールズの政治社会は「来る者は拒まず、去る者は追わず」の正反対である。「この構造〔立憲民主主義の市民たちの関係〕に、われわれは出生によってのみ参入し、死によってのみ退場する」(198 ページ、35 ページも同趣旨)。そもそもリベラルな社会や良識ある社会では、政治的抑圧とか宗教的迫害とか飢餓とかいった、移民となる原因が存在しないから「移民の問題は、単に脇に追いやられるだけでなく、現実主義的ユートピアにおける深刻な問題ではなくなる」(11 ページ)。ロールズは人々が外国に居住しようとする理由は多種多様で必ずしも自国の政治に問題があるとは限らないということに気づいていないようだ。

さらにロールズは外国からの移民の受け入れに対しても消極的である。その理由の一つには、各国の民衆は自国の運営について自己責任を負っているのだからその失敗の埋め合わせを他国にさせることはできないからであり(52 ページ)。もう一つには、「各国民衆の政治文化や憲法上の諸原理を保護する」(276 ページ注 48) という、マイケル・ウォルツァーも重視している目的のためである。

もっともロールズは信教の自由を求めるための国外移住の権利は認めているが(286 ページ注 15 とそれに対応する本文)、それは例外であって、裏を返せばそれ以外の理由による移民は認めない趣旨だと解釈できるだろう。

現代は人・モノ・カネが国境を超えて動くグロ

ーバリゼーションの時代だというのが決まり文句だが、「万民の法」を読む限り、一九九〇年代後半のロールズはこの趨勢に何の関心も持っていなかったようだ。少々不釣合いな比較をすれば、それはアレクサンドロス大王がギリシアを含む大帝国を建設していた時に伝統的な都市国家だけを対象にした『政治学』を著わしたアリストテレスの態度を思い出させる。

以上指摘してきたロールズの国境重視の傾向は、次に取り上げるトピックでも明らかである。

3 援助義務と分配的正義との相違

本書の第 部後半は「秩序だった国々の民衆」が「重荷に苦しむ社会」に対して負う援助義務について語っている。ロールズによるとその援助義務は、分配的正義の問題ではなくて、むしろ『正義論』の 44 節で検討した「正義に適った貯蓄義務」に類似している。つまり両方とも、その目的は基本的制度の実現と維持にある(15 節、特に 155-7 ページ)。そしてロールズは各国民衆間の富の平等を求めるチャールズ・ベイツやトマス・ポッグのようなグローバルな分配的正義論に反対しているが、その理由の一つには、国内における富の不平等はスティグマや政治的不平等をもたらすのに対して、国際的な不平等はそうでない、ということであり(167-8 ページ)。また一つには、各国の豊かさはその国の民衆の責任であるということである(170-2 ページ)。前者の理由づけも問題だが(国際関係でもスティグマや政治的関係は重要ではないか?)、後者の理由づけはロールズにはもともととれないはずである。

ロールズによれば、諸国の間に富の不平等があるのは、それぞれの民衆の文化や伝統や誠実さや勤勉さや才能の相違に原因があるのであって、資源の豊かさはほとんど問題ではない(ロールズはその例証として、資源に乏しいが成功している日本と資源は豊かだが困難を抱えるアルゼンチンをあげる。158 ページ。私はこの部分を読んだ時、あっと思った。というのは、私は 1992 年の初夏にハーヴァード大学のロールズの研究室を訪れた際に国際的な分配的正義について質問したが、そ

のとき生活水準の低い民主主義国の例としてアルゼンチンをあげたからである)。しかしこの議論の奇妙さは、すでに渡辺幹雄が雄弁に指摘している。

「[ロールズの『正義論』では] 「努力」も、またそれと同じく「怠惰」も、すべて社会的 = 環境的決定論のもとに置かれているのだ。……だから、ロールズの構想するリベラルな国内社会においては、いかなる意味でも「自己決定」「自己責任」などありえない。……しかるに一步国際社会に出ると、ロールズはたちまち熱烈な自己決定 = 自己責任支持者になる。国内外の論理的整合性を求めるなら、ベイツやポグゲに従ってグローバルな平等主義的原理を採るのが得策だろう」(渡辺前掲書、446-7 ページ)。

しかし渡辺は上に引用した文章の直後を次のように続ける。「読者諸氏にはくれぐれも、私がこのことをもってロールズを非難している、と誤解しないでいただきたい。否、逆である。私は、ロールズこそは「政治的リベラル」の鑑だと言っているのだ。政治的リベラルとはスキゾフレニックなバイリンガルであって、彼は「公共的」 / 「非公共的」「政治的」 / 「非政治的」の二枚舌を自由自在に操る。そして今ロールズは、かかる二枚舌を「国内」 / 「国際」の区別にも拡張するのである。……彼にとって、信念システム相互の論理的整合性は問題にならない。政治的リベラルの真骨頂がここにある」(渡辺前掲書、447 ページ)。

これに対して私は渡辺の言う意味での「政治的リベラル」ではないから、ロールズの二枚舌に対する評価は逆に否定的になる。私は正義論において、「公共的」 / 「非公共的」の区別には個人の自由の領域を確保するといった十分な理由があるが、「国内」 / 「国際」の区別にはプラグマティックな便宜以上の理由がないと考える。正義が最終的に配慮すべき対象は個々人であって民衆や国家といった団体ではないからである。

だが誤解しないでいただきたいが、私はだからといってロールズの平等主義的な「格差原理」を国際関係にも適用すべきだというコスモポリタンな平等主義を主張しているのではない。否、逆で

ある。私はコスモポリタンなりバタリアンであって、国際関係において「格差原理」を適用するのが間違っているならば、同様に国内でもそれを適用すべきでない、と主張する。ロールズはグローバルな分配的正義原理では「一方の民衆の富が他方の富よりも少なくなる限り、絶えず税金が流れ続けることになる。だが、これは受け入れ難い結論であると思われる」(172 ページ) と言っているが、この「受け入れ難い結論」という評価は国内の格差原理についても同様にあてはまるのである。

小山トクヴィル学の集大成

小山勉『トクヴィル 民主主義の三つの学校』(ちくま学芸文庫、2006年)を読む

宇野重規(東京大学)

一 はじめに

本書は、昨年末に急逝した著者の遺著となった著作である。

フランスにおける知のヘゲモニーの変化を教育制度の変遷とともに追った『教育闘争と知のヘゲモニー』⁽¹⁾や、歴史社会学の視点から国家を論じた画期的業績であるピエール・ビルンボームらの『国家の歴史社会学』⁽²⁾の翻訳でも知られるように、著者の関心は、政治思想史を中心に、法制史、教育学、歴史学、社会学を自由に横断する、幅広いものであった。しかしながら、著者の学的人生の最大の課題がトクヴィルの思想の分析であったことは言うまでもない(それ自体が重要な業績である、トクヴィルの晩年の大著『旧体制と大革命』⁽³⁾の翻訳は別途考えるべきである)。

本書は、学術書としては珍しく、最初から文庫という体裁で刊行された。また、その構成は、まずトクヴィルの民主主義論の特徴を論じた後、彼が格闘した民主主義時代の権力のあり方、すなわち民主的・行政的専制について分析し、さらに、地方自治・陪審・アソシアシオン これを著者は、「民主主義の三つの学校」と呼ぶ を一つひとつ検討していくというものである。いわば、トクヴィルの思想の全体像を俯瞰するものであり、その刊行の体裁と相まって、一見したところトクヴィルについての入門的な概説書を予想させる。

しかしながら、そのような予想は、本書を読み進めるや否や、一瞬で覆されるであろう。この本は、そのコンパクトな体裁に反して、実は長年にわたる著者のトクヴィル研究のエッセンスを濃縮して示しているものにほかならないからである。著者は、著者が長く所属した九州大学法学部の『法政理論』や、その後所属した福岡大学法学部の『法學論叢』などにきわめて重要な多くのトク

ヴィル論を発表しているが、本書は、これらの仕事を前提に、きわめて明快にトクヴィルの思想を再構成したものなのである。

しかしながら、これらの論考を読むことで自らのトクヴィル研究を進めてきた筆者にとって、この本を論じることは、ある意味で難しい仕事である。乱暴な比喩を許していただけるならば、それは、繰り返し読んで表紙が黒ずんだ自分の教科書を書評することに、どこか似ているからである。あまりに自らの血肉化しているために、客観的な評論の対象とするのが難しいのである。その意味で、以下の書評が、著書の正確な内容紹介というより、自分自身『トクヴィル 平等と不平等の理論家』⁽⁴⁾を書いた筆者が、あらためて著者への学恩を振り返る、という形式になることを、最初にお断りしておかなければならない。

二 フランス史の中のトクヴィル

現在では、逆にイメージしにくくなっているかもしれないが、筆者が大学院に入りトクヴィル研究を志した当時、すなわち1990年のはじめにおいて、トクヴィル研究が圧倒的にさかんなのはアメリカであった。すなわち、トクヴィルの祖国フランスにおいては、一部の先駆的な業績をのぞき、けっしてトクヴィルへの関心は高くなかったのである。

いや、この表現は正確さを欠いているだろう。すなわち、現在のフランスにおけるトクヴィル研究の発展の出発点ともなったピエール・マナンの『トクヴィルとデモクラシーの本性』⁽⁵⁾が1982年に、さらにジャン＝クロード・ランベルティの『トクヴィルと二つのデモクラシー』⁽⁶⁾が1983年にそれぞれ刊行されており、その意味で、1980年代前半には明らかに状況は変わっていたのである。

より正確に言うならば、現代の「トクヴィル派」知識人の祖ともなったフランソワ・フュレの記念碑的な『フランス革命を考える』⁽⁷⁾の刊行が1978年であるから、70年代終わりには確実に種が蒔かれており、それが芽を出し、開花し始めたのが80年代前半であると言えるだろう。トクヴィルの主要テキストの刊行については、フォリオ叢書が80年代半ば、プレイヤード版やノラの歴史校定版が90年代初頭に刊行され、これによってトクヴィル研究をめぐる基礎的条件は格段に整備された。90年代以降、これらを受けて本格的なトクヴィル研究が相次いで登場することになる。

とはいえ、インターネットの発達以前に日本で研究を開始した筆者にとっては、そのようなフランスにおける知の動きなど、知りようがなかったというのが正直なところである。これに対し、アメリカにおいて毎月のように刊行されるトクヴィル関連本のおびただしさはあまりにも明らかであった。いわばこの時期、アメリカにおいてトクヴィル研究は「インダストリー」となっていたのである。

しかしながら、このようなアメリカ発のトクヴィル本の氾濫に圧倒されつつも、筆者はやがて、トクヴィルはフランス人であり、彼の『アメリカの民主主義』をはじめとする著作が、第一義的にはフランス人読者を念頭において書かれたものである、という単純な事実の重要性に気づくようになる。ところが、アメリカでのトクヴィル研究の多くにおいては、この点に十分な配慮がなされていない。「トクヴィルはアメリカの作家になりつつあるのか」とランベルティが嘆いたのはそのためである。しかし、それでは、トクヴィルの著作をあらためてフランス史の文脈に位置づけようとするとき、どのような政治的・社会的・知的状況が参照されるべきであろうか。そのような関心を抱いた筆者の目の前にあったのが、著者の一連の論考である。それらは、まさにフランス史の中でトクヴィルの思想を捉えようとする試みに他ならなかった。

一例をあげるならば、著者は、トクヴィルの

「自由精神」に強い関心を持ち続けてきたが、その際にも問題を抽象的に論じるのではなく、あくまで具体的なフランス史の文脈に位置づけて理解しようとした。1840年代以降、フランス政治の最大の焦点の一つとなったのは、「教育の自由」をめぐる、カトリック教会とユニヴェルシテと呼ばれる国家主導の教育システムの対決であったが、著者は、この対決を背景に、トクヴィルの自由と宗教論を読み解こうとしたのである（「トクヴィルにおける自由と宗教」、1977年⁽⁸⁾）。またアメリカへと旅立つ前のトクヴィルの知的形成について検討する際にも、復古王政期における王権とカトリック教会の結びつきを検討し、その上でトクヴィル自身の「内面の危機」を探っている（「初期トクヴィルの知的形成とその同時代背景」、1980年⁽⁹⁾）。これらの研究が筆者に与えてくれた知見は圧倒的なものであった。

ただし著者は、トクヴィルの思想を、もっぱらその同時代的背景、とくに政治的・社会的状況に還元して説明しようとしたわけではない。むしろ著者のトクヴィル研究の一つの特色は、トクヴィルをフランス・モラリストの精神的な系譜上に捉える点にあった（トクヴィルの習俗への強い関心は、人間心理を、あくまで社会における一個の人間としての自己のあり方を通じて分析する、彼の方法的志向に基づくものであると著者は言う）。その上で著者は、トクヴィルの独自性を、一方においてそのようなフランス・モラリストの伝統を受け継ぎつつ、他方できわめて旺盛な政治社会学的な関心を持ち、両者を不可分に結びつけようとした点に見いだしたのである（「トクヴィルの自由精神の政治学」、1980-83年⁽¹⁰⁾）。このような著者の関心は、本書『トクヴィル』においても、「第一章 民主主義を見る新しい視座」の「第一節 社会状態・習俗・法律」に反映されている。

したがって、著者のトクヴィル論の最大の特徴は、フランス・モラリストの系譜を引き、これを政治社会学的関心と結びつけようとするトクヴィルの知的営みを、あくまで19世紀前半のフランスの政治的・社会的状況を背景に読み解こうとする点にあったと言えるだろう。そして、特筆に値

するのは、これらの論考の刊行年からも明らかのように、フランスにおけるトクヴィル研究のルネサンスとはまったく別の文脈において、あるいはむしろそれに先行するかたちで、著者のトクヴィル研究が進められたということである。

現在、これまで互いに独立して進められてきた英米とフランスにおけるトクヴィル研究の融合が進みつつあるが、著者の一連の論考は、小川晃一、田中治男、中谷猛、松本礼二、富永茂樹らの研究とともに、これら欧米の伝統とは別の、日本における独自のトクヴィル研究の蓄積が存在していることを雄弁に物語っているのである。

三 『旧体制と革命』へ

このように、トクヴィルをあくまでフランス史の中に位置づけるというのが著者のトクヴィル論の特徴の一つであったとすれば、第二の特徴は、フランス史の中でもとくに王権による中央集権化に注目すること、さらにそれとも関連して、著者の研究生活の後半になるにつれ『旧体制と大革命』研究の比重が増すということである。中央集権化や民主的専制への著者の関心は、早い時期から鮮明であるが（「トクヴィルにおける民主的集権の諸問題」、1977年⁽¹¹⁾）、とくに80年代以降になると、フランス史におけるさまざまな具体的論点と結びつけられて独自の展開を示すようになる。

1985年の「トクヴィルとサン・シモン派」⁽¹²⁾で、トクヴィルとサン・シモン派の産業化と結びついた中央集権論との関係を検討した著者は、さらに87年の「アンシャン・レジームにおける権力体系の変容と『後見政治』の構造化」⁽¹³⁾で、トクヴィルのいわゆる「後見的権力」論を具体的なフランスにおける中央集権化の過程を踏まえて論じている。また、このような中央集権化の進行に対抗するものとして、著者はさらに「地方の自由」をめぐる議論に注目することになる。すなわち、まず88年に、カトリック自由主義の立場から中央集権化を批判したラムネーを論じた「ラムネーの『地方の自由』論」⁽¹⁴⁾を発表したのに続き、トクヴィルについても97年に「トクヴィル

の「地方の自由」論 『旧体制と革命』を手がかりに」で本格的に検討を行ったのである。

このように著者は、一貫して王権による中央集権化とそれに対抗しようとする思想的系譜に注目してきたが、その関心は、本書『トクヴィル』の構成においても示されている。すなわち、第二章で専制論を展開した著者はさらに第三章で地方自治を論じているのだが、その際に「地方の自由」をめぐる議論に一節を割き、とくにこれを米・英・仏の三国の類型論として展開しているのである（第三節）。地方自治を論じるにあたって、『アメリカの民主主義』におけるタウンシップの分析に着目するだけでなく、むしろこれを『旧体制と大革命』におけるイギリスとフランスの比較政治体制論と結びつけて捉える点は、本書の独自性と言えるだろう。著者はさらに、両著以外の諸著作やジョン＝スチュアート・ミルとトクヴィルのやりとりなどにも目配せしながら、諸テキストを綿密に読解していく。

さらに、同じく第三章の第四節で「開明官僚の行政大改革」を論じているのも、本書の中央集権化論の一つの特色である。著者のこのような関心は、「ある開明官僚の改革精神 トクヴィルのテュルゴー批判」(2002年)⁽¹⁵⁾においてすでに示されていたものであった。すなわちトクヴィルの視点からすれば、「中央集権化の父」であるテュルゴーや、彼の影響下にある重農主義者たちの国家観は、彼らの意図が正当・公平で善意なものであったとしても、同時に、すべてを行政の統制下に置き、統一性・画一性を旨とするものであり、その意味で「地方の形骸化」をもたらすものであった。そこでは諸階級が自治を通じて相互交渉を行い、それによって公共精神に目覚める機会が存在しない。トクヴィルはこのような視点からテュルゴーらを批判したのである。

これらの論点はまさしく、トクヴィルが『旧体制と大革命』において展開したものである。したがって、とくに80年代以後、著者のトクヴィルへの関心は、フランス史への沈潜とあいまって、『旧体制と大革命』の読解へと向けられたとすることができるだろう。著者がビルンボームらの歴

史社会学に着目したのも、このことと無縁ではないはずである。

ちなみに、著者は、「トクヴィルの「文学的政治学」論 18世紀フランス・インテリゲンツィアの一考察」⁽¹⁶⁾を1988年に発表しているが、これもやはり、『旧体制と大革命』に着目した論考である。すなわち、トクヴィルは『旧体制と大革命』において、「文学的政治学」なるきわめて興味深い概念を提起し、これによって、フランス革命を準備した知的条件について探っている。いわば、トクヴィルによる知識社会学的な試みと言うことができるが、このトクヴィルの試みに対する著者の着目こそが、『教育闘争と知のヘゲモニー』に集大成されることになる、著者の90年代の仕事の出発点であったと指摘しても間違いではないだろう。それだけ『旧体制と大革命』の読解は、著者の後半期の研究の中核にあったのである。

四 「貴族的」なるものを求めて

最後に、本書の後半、すなわち「民主主義の三つの学校」の内の残り二つである陪審とアソシアシオンについても一言しておくべきであろう。トクヴィルが、民主主義の時代における市民の政治教育の場として、地方自治と並び、陪審とアソシアシオンに注目したことについて、あらためて贅言する必要はないだろうが、あえて著者の陪審・アソシアシオン論の特色を一点指摘するならば、それは「貴族的」なるものへの注目である。

具体的にいうと、まず陪審について論じるにあたって、著者は、法曹を民主主義の社会における貴族的存在であるとするトクヴィルの指摘に着目している。この場合貴族とは「世襲的土地貴族のことではなく、知的貴族、彼の別言によれば『エリート集団』という意味である」(251頁)。その意味からすれば、陪審とは、一般の市民が法曹とともに裁判に参加することで、法曹の秩序を重んじる精神を学び、自らもまた法曹精神を持つこと、いわば「万人法曹主義」を目指すものであると著者はいう(258頁)。

またアソシアシオンに関しても、民主主義の時

代にあって、自らの利己的な世界へと閉じこもり互いに孤立しがちな諸個人は容易に専制に屈服するが、そのような個人が利己主義を脱し公共的な精神に目覚める機会を与えてくれるのがアソシアシオンであるとする著者は、そのような、専制に屈することのない独立した人格を「貴族的人格」と呼び、アソシアシオンはまさに「貴族的人格」を民主的市民化するものであると指摘する(376頁)。独立な「貴族的人格」こそが、日常的な自由を行使し、他者との相互行為を通じて「共同の自由」を実現するというのである。

ここにおいて注意すべきは、著者があくまで「貴族的」なものを、人間を貴族と非貴族とに区別するための差別的な基準として用いているのではなく、むしろすべての市民が持つべき精神的特性を示すものとしていることである。すなわち著者によれば、「貴族的」なものとは、フランス革命をおこした、抽象的論理性を重視する文学的精神と対比されるべき、秩序を尊重し政治的实践知と結びついた法曹的精神であり、また狭い自己利益に閉じこもって孤立するのではなく、むしろ公共精神を持って他者とともに社会を共同して運営していくための精神的資質なのである。

このような著者の「貴族的」なるものの重視からは、著者が最終的に理想としたものを垣間見ることができるだろう。すなわち、それは、自由と平等のバランスであり、あるいは自由と秩序の調和である。互いに独立した、等しく自由な諸個人が、他者とともに秩序を作り出し、それに自発的に従う。そのような理念が、本書『トクヴィル』において繰り返し指摘されている。それはまさに著者がトクヴィルの本質と見なしたものであり、かつ著者自身の理想でもあったのだろう。

著者は、この理想を、トクヴィルの著作の綿密な読解と、彼が生きた時代背景の把握を通じて、具体的に検討していった。本書『トクヴィル』は、そのような著者の学的人生をかけた営みの一つの到達点であった。フランス史の中でトクヴィルのテキストを読み込んでいくこと、自由と平等、自由と秩序を調和させるための条件をさらに探究していくこと、これこそ著者が私たちに残した最大

のメッセージであろう。

- (1) 小山勉 『教育闘争と知のヘゲモニー フランス革命後の学校・教会・国家』御茶の水書房、1998年。
- (2) ベルトラン・パディ、ピエール・ビルンボーム(小山勉訳) 『国家の歴史社会学』日本経済評論社、1990年。
- (3) アレクシス・ド・トクヴィル(小山勉訳) 『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫、1998年。
- (4) 宇野重規 『トクヴィル 平等と不平等の理論家』講談社選書メチエ、2007年。
- (5) Pierre Manent, *Tocqueville et la nature de la démocratie*, Ed. Julliard, coll. 《Commentaire》, 1982.
- (6) Jean-Claude Lambert, *Tocqueville et les deux démocraties*, Presses Universitaires de France, 1983.
- (7) François Furet, *Penser la Révolution française*, Gallimard, 1978.
- (8) 小山勉 「トクヴィルにおける自由と宗教 一八四〇年以後の政教諸問題を手がかりに」 『思想』第641号、1977年11月、17-33頁。
- (9) 小山勉 「初期トクヴィルの知的形成とその同時代背景 一八〇五年から一八三一年まで」 『法政理論』第12巻第3号、1980年2月、1-105頁。
- (10) 小山勉 「トクヴィルの自由精神の政治学 比較文明的視座からのデモクラシーの批判と形成原理」 (一) 『法政理論』第13巻第2号、1980年12月、1-104頁 (五) 同第15巻第2号、1983年1月、95-200頁。
- (11) 小山勉 「トクヴィルにおける民主的集権の諸問題 『アメリカにおけるデモクラシー』を中心に」 『法政理論』第10巻第1号、1977年9月、40-104頁。
- (12) 小山勉 「トクヴィルとサン・シモン派 「産業国家観」をめぐって」 『思想』第733号、1985年7月、109-131頁。
- (13) 小山勉 「アンシャン・レジームにおける権力体系の変容と「後見政治」の構造化 トクヴィルの「行政的専制」国家解剖を中心に」 『法政理論』第53巻第4号、1987年3月、1-71頁。
- (14) 小山勉 「ラムネーの『地方の自由』論」 『法政理論』第54巻第2～4合併号、1988年3月、51-102頁。
- (15) 小山勉、「ある開明官僚の改革精神 トクヴィルのテュルゴー批判」 『福岡大学法學論叢』第46巻第2～4合併号、2002年3月、287-329頁。
- (16) 小山勉 「トクヴィルの「文学的政治学」論 18世紀フランス・インテリゲンツィアの一考察」 『法政理論』第55巻第1号、1988年10月、45-78頁。

2006 年度第 3 回理事会議事録

2007 年 5 月 26 日（土）

於：明治学院大学白金キャンパス

文責：森分大輔

出席者：

理事 飯島昇藏（早稲田大学）、川合全弘（京都産業大学）、川崎修（立教大学）、川田稔（名古屋大学）、川出良枝（東京大学）、菊池理夫（三重中京大学）、権左武志（北海道大学）、齋藤純一（早稲田大学）、佐藤正志（早稲田大学）、清水靖久（九州大学）、杉田敦（法政大学）、関口正司（九州大学）、添谷育志（明治学院大学）、千葉眞（国際基督教大学）、寺島俊穂（関西大学）、富沢克（同志社大学）、萩原能久（慶応大学）、松本礼二（早稲田大学）、柳父囿近（東北大学）、吉岡知哉（立教大学）、米原謙（大阪大学）、渡辺浩（東京大学）

議題：

1．2006 年度決算報告

事務局より、2006 年度の決算報告がなされ、承認された（別頁参照）。

2．2007 年度予算案

事務局より、2007 年度の予算案が提示され、承認された（別頁参照）。日韓学術交流のために本年 6 月末に開催予定の日韓共同学術会議のために 50 万円支出することがあわせて承認された。

3．日韓学術交流支出について

齋藤理事より、2007 年 6 月 29、30 日に早稲田大学で開催される日韓共同学術会議「日本と韓国における憲法と民主主義：理論・歴史・展望」の開催、ならびに、日韓文化交流基金より助成金の交付の決定について報告があった。日韓文化交流

基金よりの助成金は、414,000 円である。不足分の補填として、議題 2. にあるように、50 万円の支出が了承された。

4．入会希望者の承認

次の 22 名の入会希望者が承認された。

伊東祐吏、稲村一隆、今井宏一、李鎔哲、上原賢司、大河原麻衣、小野寺研太、白川俊介、庄司大介、鈴木尊紘、鈴木弘輝、田中将人、豊川慎、永見瑞木、沼尾恵、乗金香織、原田健二郎、堀内進之介、前田幸男、宮崎文彦、村田玲、李栄。（敬称略）

5．会費未納入および会員資格について

現段階で 3 年以上の未納が確認されている会員に対して、いま一度、学会員にとどまる意思を確認した後に、退会希望者について退会手続きをとることが確認された。また、学生会員が正会員の資格条件を満たした時には、すみやかに学生会員から正会員への変更手続きをとるよう通知を出すことが確認された。

6．各委員会報告

編集委員会の川崎修理事より、政治思想研究第 7 号の訂正について報告があった。また、国際交流委員会の関口正司理事により CSPT Newsletter に 2006 年 IPSA 福岡大会に関する報告、ならびに福田歓一会員の訃報が掲載されたことが報告された。また、権左武志理事よりニュースレターに会員の訃報に関する記事欄を新設したことについて報告され、了承された。齋藤純一理事からは、次期日韓学術交流の委員の選出の必要性について報告があった。萩原能久理事より、ホームページ上での研究論文の活用状況についての報告があった。

7．2008 年度研究会・企画委員会の構成

2008年度の研究会の企画委員として、佐藤正志（主任）、川田稔、清水靖久、荒木勝、岸本広司、小田川大典の各会員が選出された。また2008年度研究会が2008年5月24、25日、岡山大学法学部にて開催されることが確認された。

8．日本政治学会の研究交流委員会について

飯島昇蔵理事より、日本政治学会の研究を活発にすることを目的として、研究交流委員会が設けられたことについて報告があった。2008年度より分野別研究会の活動を反映した日本政治学会の研究大会を開催することが想定されている。研究交流委員会には、政治理論、政治思想、政治過程などの各委員会が設けられる。

9．その他

次回の政治思想学会理事会が、日本政治学会の研究会開催日に開催されることが確認された。

政治思想学会 2006 年度会計報告書

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	4,817,020	研究会開催費	142,430
補助金（櫻田會）	1,000,000	業務委託費	830,787
会費	2,247,000	学会誌費	1,464,225
学会誌	85,667	事務局費	48,070
研究会参加費	1,000	会報費	113,400
利子	233	支出合計	2,598,912
		繰越金	5,552,008
	8,150,920		8,150,920
		資産内容	
		郵便振替口座	5,370,821
		三井住友銀行新宿通支店	52,550
		三井住友銀行小金井支店	97,884
		現金	30,753
			5,552,008

（単位：円）

*本会計年度は2006年4月1日より2007年3月31日である。

*本年度会計では、前年度まで利用していた郵便貯金口座を解約し、残金86,561円を三井住友銀行小金井支店に移動させた。

*業務委託費のうち、通信費、コピー代などの実費請求分を差し引いた委託手数料は698,113円である。

政治思想学会 2007 年度予算案

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	5,552,008	研究会開催費	250,000
補助金（櫻田會）	1,000,000	業務委託費	850,000
会費	2,200,000	学会誌費	1,200,000
学会誌	80,000	事務局費	50,000
研究会参加費	5,000	会報費	120,000
		日韓学術会議開催費	500,000
		小計	2,970,000
		予備費	5,867,008
	8,837,008		8,837,008

（単位：円）

2007 年度第 1 回理事会議事録

2007 年 5 月 27 日（日）

於：明治学院大学白金キャンパス

文責：木部尚志

出席者：

理事 川合全弘（京都産業大学）、川崎修（立教大学）、川田稔（名古屋大学）、菊池理夫（三重中京大学）、齋藤純一（早稲田大学）、佐藤正志（早稲田大学）、清水靖久（九州大学）、杉田敦（法政大学）、添谷育志（明治学院大学）、千葉眞（国際基督教大学）、寺島俊穂（関西大学）、萩原能久（慶応大学）、松本礼二（早稲田大学）、柳父圀近（東北大学）、吉岡知哉（立教大学）、米原謙（大阪大学）、渡辺浩（東京大学）

監事 岡野八代（立命館大学）、田村哲樹（名古屋大学）

議題：

1．入会希望者の承認

本日の承認案件はなし。

2．2009 年度開催校

2009 年度研究会開催校について検討された。青山学院大学国際政治経済学部で開催の可能性を打診中であるとの報告が千葉眞代表理事からあった。2009 年度開催校の最終決定は、2007 年 10 月 6 日に開催される次回理事会においてなされることが確認された。

3．各委員会報告

『ニューズレター』への投稿の取り扱いについて意見の交換がなされた。また櫻田会からの 100 万円が 2007 年度予算に計上されることが了承された。

4．その他

データベース ECCO の共同使用のために、関連する他の学会と協議して日本学術会議に働きかける案が検討された。

第 15 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2008年5月24日(土)・25日(日)に岡山大学で開催される第15回研究会で、自由論題セッションを設けます。

報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・応募の時点で学会員であることが必要です。
- ・あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・報告時間は20分～25分を予定しています。
- ・採用決定後、確定した時間を通知します。

3. 応募手続き

- ・A4の用紙に、横書きで、氏名、年齢、所属・身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記したものを3部を下記宛郵送して下さい。

・郵送先

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学政治経済学部

佐藤正志

- ・上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付して下さい。ファイルは、MS Word 文書、標準テキスト形式、リッチ・テキスト(RTF)形式、PDFのいずれかに限ります。

・Eメール宛先

佐藤正志 ssato@waseda.jp

- ・締切日：2007年9月28日(金)必着

4. 審査手続き

- ・レフリーによる審査を経て、2007年10月6日の理事会で採否を決定し、その結果を応募

者に通知します。

- ・自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・報告者は、2008年4月20日までに、当該セッションの関係者に報告原稿(またはそのファイル)を送付して下さい。
- ・報告の際に配布するレジメないし報告原稿を、当日100部用意して下さい。

6. 応募文書等の返還

応募文書、報告原稿等は返還しません。

企画委員会 佐藤正志(早稲田大学)

荒木 勝(岡山大学)

小田川大典(岡山大学)

川田 稔(名古屋大学)

岸本広司(岡山大学)

清水靖久(九州大学)

*この件についての問い合わせ先

佐藤正志 ssato@waseda.jp

Fax: 03-3204-8957 早稲田大学政治経済学部

(原則としてEメールでお願いします。)

「政治思想研究」第7号の掲載論文に以下のような校正ミスがありました。

お詫びして訂正いたします。

風行社

324頁後ろから2行目

「前提条件」【誤】 「前提作業」【正】

336頁2行目

「シュクタス」【誤】 「シャクタス」【正】

343頁2行目

「ラファイエット」【誤】

「ラ・ファイエット」【正】

2007年7月30日発行 発行人 千葉 眞 編集人 権左武志

政治思想学会事務局 〒181-8585 東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学社会科学科 木部尚志研究室

Tel : 0422・33・3175 Fax : 0422・34・6983 E-mail : kibe@icu.ac.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)

(株)アドスリー 〒164・0003 東京都中野区東中野4・27・37

Tel : 03・5925・2840 Fax : 03・5925・2913

学会ホームページ : <http://www.soc.nii.ac.jp/jcspt/>